

果樹共済及び畑作物共済の概要

《農業災害補償制度と果樹共済及び畑作物共済》

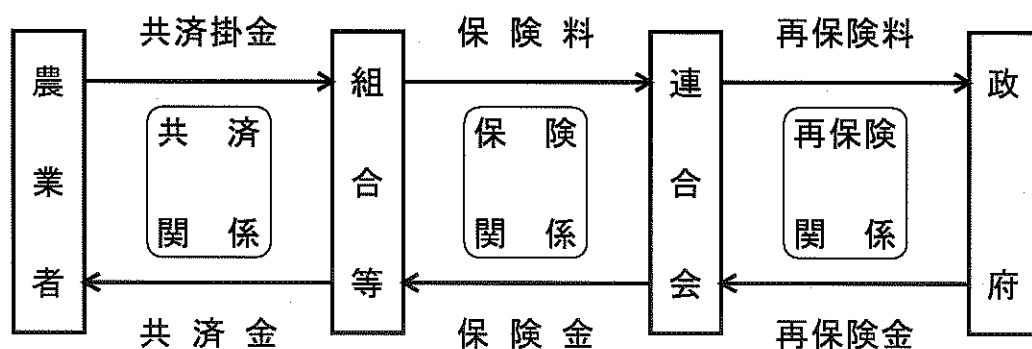
農業災害補償制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度である。

その仕組みは、農業共済組合等に、農業者があらかじめ共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産から被災農家に対して共済金が支払われるというものである。

農業災害補償制度において、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう等の果樹を対象とした事業が果樹共済、ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび等を対象とした事業が畑作物共済である。

【事業実施主体】

農業共済組合（又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会及び政府が事業の実施主体となり、三段階で危険を分散。



(注1) 地域の意向により二段階制（特定組合－政府）での実施も可能

(注2) 国が共済掛金の約 $1/2$ を負担。

果 樹 共 済

1 果樹共済の種類

- ① 果実の減収と品質の低下による損害を対象とする「収穫共済」
- ② 樹体の損害を対象とする「樹体共済」

2 共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみの総称

3 共済事故

（収穫共済）

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収

※ 品質方式にあつては、果実の減収及び品質の低下、災害収入共済方式にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少

（樹体共済）

上記の災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

4 加入基準

品種、栽培方法等に応じた区分（共済目的の種類等）ごとの栽培面積が5～30aの範囲内で組合等が定める面積以上である農家

※ 特定危険方式については、共済目的の種類ごとの加入面積の合計が20a（おうとう、びわ、すももは10a）を下らない範囲内で組合等が定める面積以上であり、かつ、5年以上の栽培経験を有する等の農家

5 引受方式

【収獲共済】

半相殺減収総合一般方式	農家ごとに被害樹園地の果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割を超えるとときに共済金が支払われる方式
半相殺減収総合短縮方式	半相殺減収総合一般方式と同じ内容で、共済責任期間が短縮された方式
半相殺特定危険方式	農家ごとに特定の共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金が支払われる方式。以下の5方式がある。 ① 減収暴風雨方式 ② 減収ひょう害方式 ③ 減収凍霜害方式 ④ 減収暴風雨・ひょう害方式 ⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式
全相殺減収総合方式	農家ごとに果実の減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金が支払われる方式
全相殺品質方式	農家ごとに果実の減収及び品質の低下による減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金が支払われる方式
樹園地単位減収総合一般方式	被害樹園地の果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の4割を超えるとときに共済金が支払われる方式
樹園地単位減収総合短縮方式	樹園地単位減収総合一般方式と同じ内容で、共済責任期間が短縮された方式
樹園地単位特定危険方式	特定の共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の3割を超えるとときに共済金が支払われる方式。以下の5方式がある。 ① 減収暴風雨方式 ② 減収ひょう害方式 ③ 減収凍霜害方式 ④ 減収暴風雨・ひょう害方式 ⑤ 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式
災害収入共済方式	農家ごとに果実の減収又は品質の低下がある場合に、その農家の生産金額が基準生産金額の8割に達しないときに共済金が支払われる方式

【樹体共済】

損害の額が、共済価額（樹体の資産としての評価額）の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるとときに共済金が支払われる。

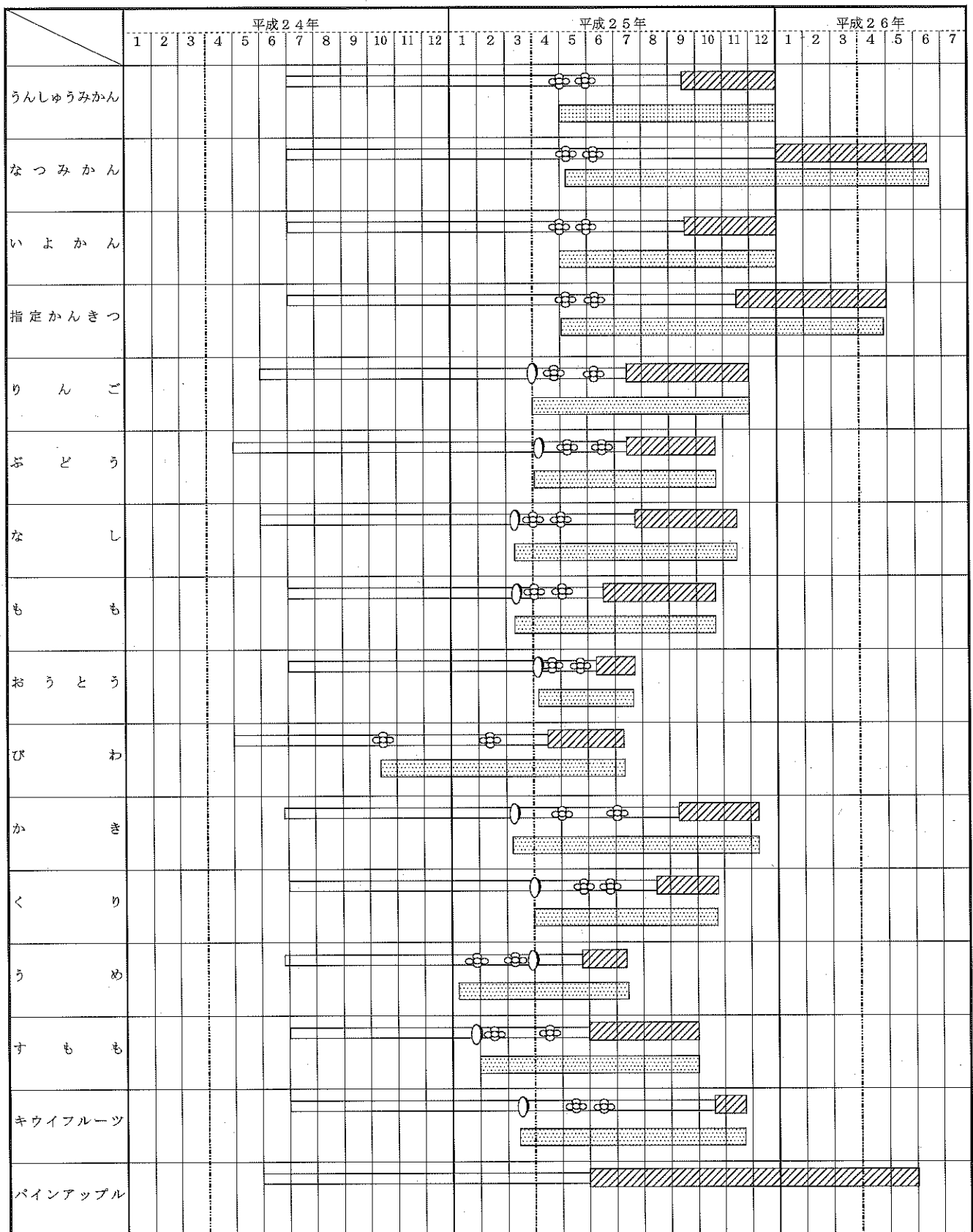
- (注) 1. 基準収穫量とは、いわゆる平年の収穫量のことであり、基準生産金額とは、いわゆる平年の生産金額のことである。
2. 全相殺方式及び災害収入共済方式は、農業協同組合等の出荷資料から収穫量(品質の程度を含む。)及び生産金額が適正に把握できる農家に限り申し込むことができる。
3. 樹園地単位方式で加入が可能な共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限る。

6 共済責任期間

収穫共済の共済責任期間は、原則として、花芽の形成期から当該花芽に係る果樹の収穫までの期間（おおむね1年半程度）
（短縮方式及び特定危険方式は、発芽期又は開花期から収穫までの期間）

樹体共済の共済責任期間は、組合等が定める日から1年間

果樹共済の共済責任期間（例）



○ ……発芽期
 ○ ○ ○ ……開花期
 ▨ ……減収総合短縮方式、特定危険方式
 ▩ ……収穫期

7 共済金額

共済金額とは、共済事故により損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次式により設定。

【収穫共済】

① 半相殺方式及び全相殺方式

農家ごとに、

標準収穫金額の4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額の7割
(特定危険方式は8割)

② 樹園地単位方式

樹園地ごとに、

標準収穫金額の4～5割 ≤ 共済金額 ≤ 標準収穫金額の6割
(特定危険方式は7割)

(注) 標準収穫金額は、果実の単位(kg)当たり価額に標準収穫量を乗じて求める。

③ 災害収入共済方式

農家ごとに、

基準生産金額の4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 基準生産金額の8割

(注) 基準生産金額は、最近5か年の出荷実績によって10a当たり生産金額を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎として定める。

【樹体共済】

共済価額の4～6割 ≤ 共済金額 ≤ 共済価額の8割

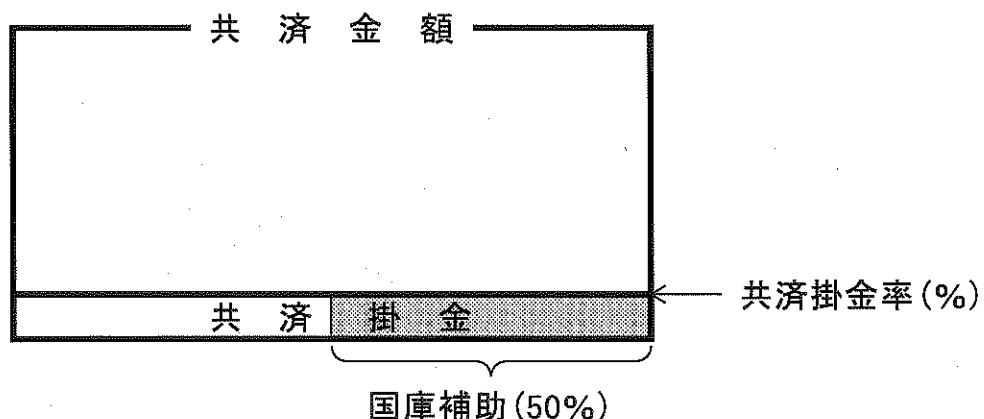
(注) 「共済価額」とは、樹体共済の対象となる樹体の評価額である。

8 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(注1) 共済掛金率は、農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない範囲で、組合等が定める。

(注2) 果樹共済の共済掛金には、50%の国庫負担がある。



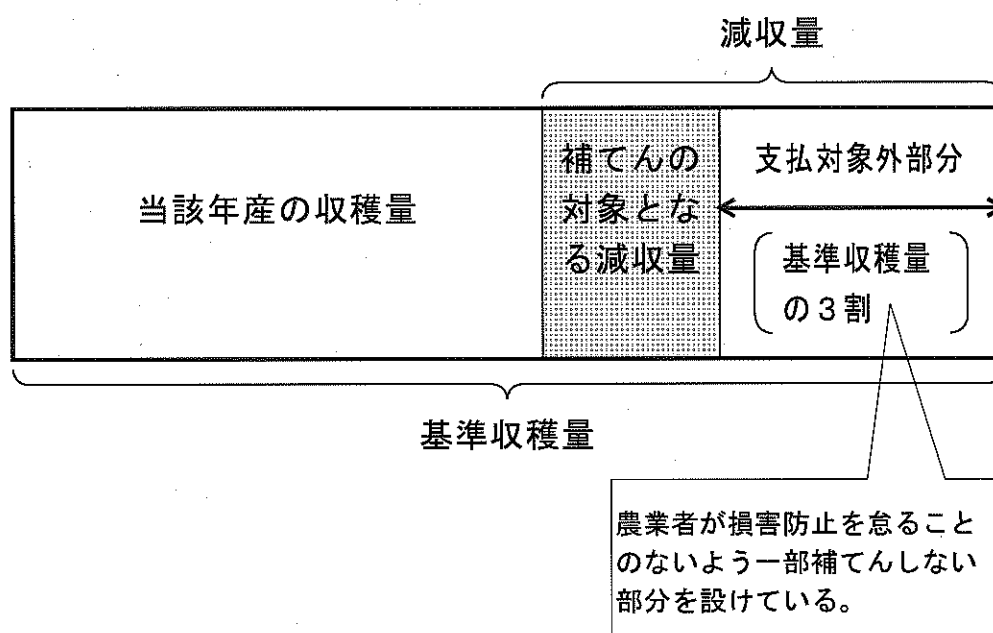
9 共済金

【収穫共済】

(1) 半相殺方式、全相殺方式及び樹園地単位方式

災害により支払開始損害割合を超える減収量となった場合に、減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金が支払われる。

半相殺方式の場合（支払開始損害割合 3 割）



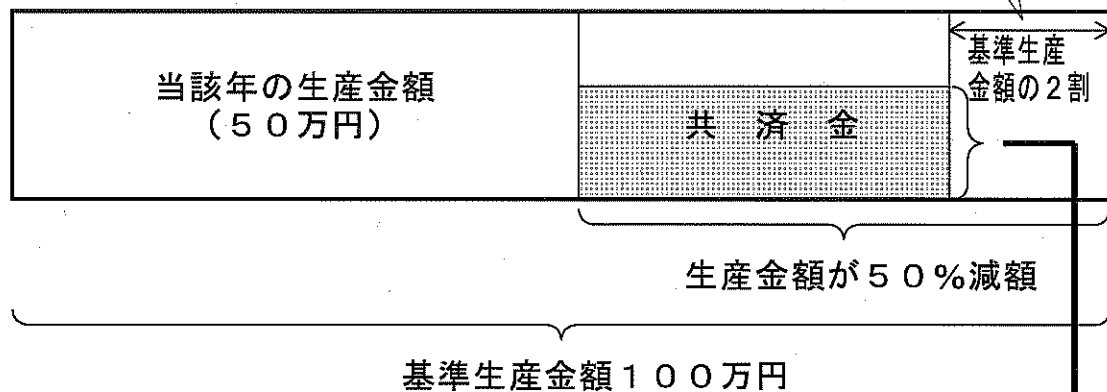
(2) 災害収入共済方式

災害により収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しないときに、次式で算出される共済金が支払われる。

$$\text{共済金} = (\text{基準生産金額} \times 0.8 - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{基準生産金額} \times 0.8}$$

基準生産金額が100万円の農家が、
60万円の共済金額を選択した場合で、
その年の生産金額が50%減額した場合

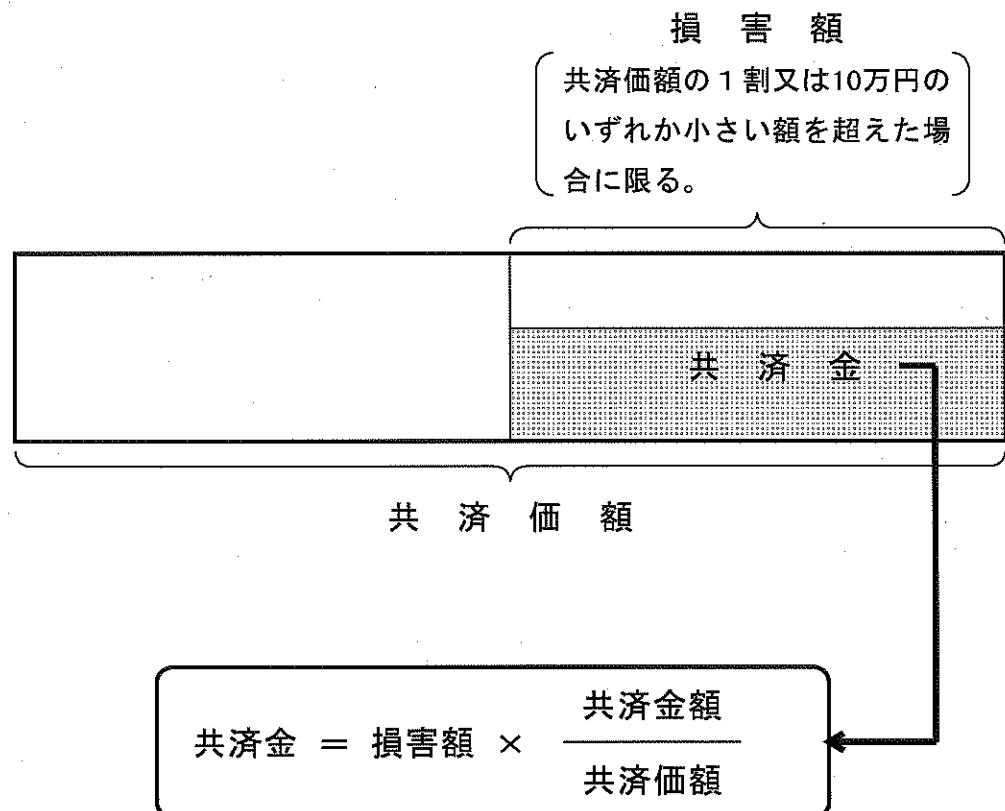
農業者が損害防止を怠ることのないよう一部補てんしない部分を設けている。



$$\text{共済金} = (80\text{万円} - 50\text{万円}) \times \frac{60\text{万円}}{80\text{万円}} = 22.5\text{万円}$$

【樹体共済】

損害の額が、共済価額（樹体の資産としての評価額）の1割又は10万円のいずれか小さい額を超えた場合に、その損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて算出される額が支払われる。



畑作物共済

1 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

2 共済事故

（農作物）

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあっては、農作物の減収を伴う生産金額の減少）

（蚕繭）

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷湿害、地震又は噴火による災害その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害及び獣害による繭の減収

3 加入基準

品種、栽培方法等に応じた区分（共済目的の種類等）ごとの栽培面積が5～30a（北海道は30a～1ha）の範囲内で組合等が定める面積以上である農家、又は蚕種の掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定める箱数以上である農家

4 引受方式

引受方式	対象農作物等	内 容
半相殺 農家単位方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農家ごとに被害耕地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の3割（大豆は2割）を超えた場合に共済金が支払われる方式
全相殺 農家単位方式	ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫（繭）量の2割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は1割）を超えた場合に共済金が支払われる方式
一筆単位方式	大豆	耕地ごとの減収量が、その耕地の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金が支払われる方式
災害収入共済方式	茶	農家ごとに農作物の減収がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金が支払われる方式

（注）基準収穫（繭）量とは、いわゆる平年の収穫（繭）量のことであり、基準生産金額とは、いわゆる平年の生産金額のことである。

5 共済責任期間

（１）ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ
発芽期（移植の場合は移植期）から収穫までの期間

（２）茶
冬芽の生長停止期から一番茶の収穫までの期間

（３）蚕繭
原則として、桑の発芽期から収繭までの期間

畑作物共済の共済責任期間（例）

[illegible]

6 共済金額

畑作物共済の共済金額は次式により設定。

- ① 半相殺農家単位方式
単位当たり共済金額 × 農家の基準収穫量の7割(大豆は8割)
- ② 全相殺農家単位方式
単位当たり共済金額 × 農家の基準収穫(繭)量の8割(ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割)
- ③ 一筆単位方式
単位当たり共済金額 × 耕地の基準収穫量の7割

(注) 単位当たり共済金額とは、茶、蚕繭、ホップは1kg当たり、大豆、小豆、いんげん、そばは10kg当たり、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃは1,000kg当たりの補償単価のことである。

- ④ 災害収入共済方式
基準生産金額の3～6割 ≤ 共済金額 ≤ 基準生産金額の8割

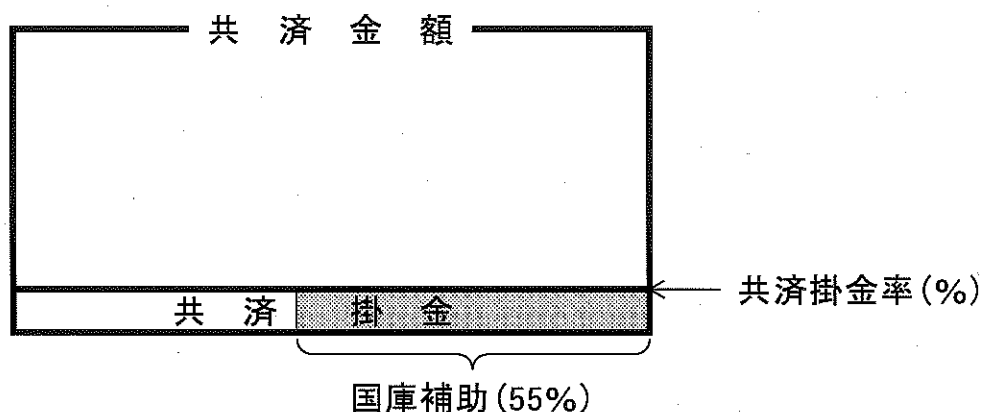
(注) 基準生産金額は、最近5か年の出荷実績によって10a当たり生産金額を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎として定める。

7 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(注1) 共済掛金率は、農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない範囲で、組合等が定める。

(注2) 畑作物共済の共済掛金には、55%(蚕繭については50%)の国庫負担がある。



8 共済金

果樹共済の「9 共済金【収穫共済】」参照。